審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名	建設水道部水道課

会 議 名	令和 8 年度　第 1 回　諏訪市公営企業運営審議会
開催日時	令和 8 年 9 月 29 日(火)　午後 2 時 00 分より
出 席 者	＜委員＞　（敬称略） 牛山　智明(会長)、 小口　泰幸(副会長)、有賀　秀子、藤森　ひろ子、 堀内　艶子、守屋　輝代、山岸　哲也、吉江　徳男 ＜諏訪市＞ 金子　昌史(建設水道部長)、新村　憲悟(水道課長)、 牛山　智哉(水道課経営企画係長)、矢澤　祐美(水道課料金係長)、 後藤　準市(水道課上水道係長)、矢崎　泰宏(水道課温泉係長)、 原　路夫(水道課下水道係長)、伊藤　恵(水道課経営企画係主査)、 橋本　大智(水道課経営企画係主査)、久保田　旬(水道課経営企画係主査)
資　　料	令和 7 年度公営企業会計決算書 【資料№1】令和 7 年度公営企業会計決算概要 【資料№2】下水道事業におけるウォーターPPP 導入検討について 【資料№3】水道スマートメーターの導入検討について

【協議議題(内容)及び会議結果(要旨)】

1 開会

2 あいさつ

(会長)

・本日の会議では、令和 7 年度公営企業会計決算、下水道事業におけるウォーターPPP 導入検討、水道スマートメーターの導入検討について取り扱う。よろしくお願いしたい。

3 報告

(事務局)

・ここで事務局より定足数の確認を行う。

(事務局)

・審議会委員数 9 名のうち出席委員は 8 名となっており、諏訪市公営企業運営審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席があるので会議が成立したことを報告する。

(事務局)

・それでは以下の進行を、会長にお願いしたい。

(会長)

・次第に基づき会議を進行する。

・報告(1)「令和 7 年度諏訪市公営企業会計決算について」、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

～決算書及び資料№1 により説明～

（会長）
・事務局より説明があった「令和 7 年度諏訪市公営企業会計決算について」、質問や意見があればお聞きしたい。
（委員）
・経営戦略改定版の経営指標において、水道事業会計の企業債残高が将来増加する見込みであること、下水道事業会計では減少する見込みであることについて、シミュレーションの内容を伺いたい。
（事務局）
・水道事業では、新井浄水場をはじめ老朽化した施設・管路更新への対応が必要となるため、料金改定による資金確保のみでなく企業債借入を想定しており、企業債残高増加を見込んでいる。
・一方、下水道事業では、耐用年数を迎える管渠が今後増加することとなり、水道事業とは更新時期が少しずれることとなる。そのため、将来の施設更新に備えるための資金残高を一定程度確保できることが前提だが、企業債借入については一時的に減少することを見込んでいる。
（委員）
・決算書における経営指標として流動比率を使用している。水道事業会計と温泉事業会計では諏訪市土地開発公社への短期貸付を行っているが、下水道事業会計では短期貸付を行っていない。短期貸付金の有無を含める流動比率ではなく、短期貸付を含めない当座比率による経営指標を用いたほうが、3 会計を比較するにあたり適しているのではないか。
（事務局）
・内部的には財務・経営分析を実施しており、当座比率を含めた各種の経営指標について把握している。他自治体が決算書に用いている経営指標を確認するなど事例研究を行い、どの経営指標を使用することが適しているか検討していきたい。
（委員）
・企業債の借入利率と土地開発公社の貸付利率について、借入利率よりも貸付利率の方が低いため、いわゆる逆ザヤの状態となっているのではないか。
（事務局）
・令和 7 年度の企業債借入利率は 1.6%、令和 7 年 8 月の土地開発公社への貸付利率は 0.51%であり、ご指摘のとおり貸付利率の方が低い状況となっている。
・ただし、企業債は投資的収支の財源として活用している一方で、土地開発公社への短期貸付は内部留保資金を活用した収益的収支における収入確保を目的としており、特に温泉事業会計では温泉料金収入が減少する中で、貴重な収入確保の手段となっている。

（会長）
・ほかに意見がなければ、「令和 7 年度諏訪市公営企業会計決算について」の報告は終了とする。
・続いて、(2)「下水道事業におけるウォーターPPP 導入検討について」、事務局より説明をお願いしたい。
（事務局）
～資料№2 により説明～
（会長）
・事務局より説明があった「下水道事業におけるウォーターPPP 導入検討について」、質

問や意見があればお聞きしたい。

（委員）

・ウォーターPPP の導入により、民間事業者への業務委託の範囲が拡大することで、水道課の組織・技術力が弱体化するのではないかと懸念している。また、民間事業者を管理監督できるかどうかが心配である。

・また、ウォーターPPP 導入が経営的には意味があることは理解するが、市民にとっての具体的なメリットがあるのかどうか。

（事務局）

・維持管理から設計・工事までを担う更新実施型とした場合、設計や工事も含めて外部委託となるため、職員の業務経験が不足し技術力の維持・確保が難しくなることから、設計・工事を含めない更新支援型によるウォーターPPP 導入を進めることとしている。

・ウォーターPPP の契約期間は 10 年間となるため、その間に中長期的な技術継承の手法を検討するとともに、広域化・共同化を進める中でモニタリングの方法についても引き続き検討していく。

・市民サービスについては、事業者選定時に市民サービスの充実・向上を示す事業者を評価する項目を設定することや、サービス水準を確認するモニタリングの方法について検討していきたい。

（委員）

・導入にあたっては市民目線を意識するとともに、モニタリングの手法についても十分な検討をお願いしたい。

（委員）

・例えば民間事業者が経営破綻した場合はどうなるのか心配である。ウォーターPPP は長期的な仕組みであり、下水道は重要なインフラであるので、慎重な検討をお願いしたい。

（会長）

・ほかに意見がなければ、「下水道事業におけるウォーターPPP 導入検討について」の報告は終了とする。

・続いて、(3)「水道スマートメーターの導入検討について」、事務局より説明をお願いしたい。

（事務局）

～資料№3 により説明～

（会長）

・事務局より説明があった「水道スマートメーターの導入検討について」、質問や意見があればお聞きしたい。

～意見等なし～

・それでは、以上で「水道スマートメーターの導入検討について」の報告は終了とする。

4 その他

（会長）

・続いて「4 その他」について委員から何かあれば伺いたい。

～意見等なし～

・事務局から何かあればお願いしたい。

～報告等なし～

（会長）

・それでは議事について終了とする。以降の進行を事務局にお願いしたい。

5 閉会

（副会長）

・今後も水道・温泉・下水道の 3 事業がスムーズな運営ができるよう公営企業運営審議会としても協力していきたい。今後もよろしくお願いします。

・以上をもって令和 8 年度第 1 回諏訪市公営企業運営審議会を閉会する。ありがとうございました。